

○公的研究資金に対する内部監査の取扱い内規

(平成27年3月19日制定)

(目的)

第1条 この内規は、内部監査規程第4条第2号に基づき、実践女子大学・実践女子大学短期大学部における公的研究資金の管理及び監査に関する規程第2条に定める公的研究資金に対する内部監査の取扱いに関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この内規において内部監査とは、実践女子大学・実践女子大学短期大学部における公的研究資金の管理・監査に関する規程第3条に定める最高管理責任者の指示の下、実践女子大学・実践女子大学短期大学部（以下「本学」という。）が交付を受けている公的研究資金を対象とする監査に必要な業務を担当することをいう。

(監査の区分・内容)

第3条 この内規における監査の区分及び内容は、次のとおりとする。

(1) 通常監査

本学が交付を受けている公的研究資金の課題件数の概ね10%を対象として、申請書、証憑書類等の書面監査を行う。通常監査の結果、内部監査室が必要があると認めた場合は、研究代表者あるいは取引先等の関係者に対しヒアリングを行う。

(2) 特別監査

通常監査の対象とした研究課題のうちの一部の課題に対して、更に物品確認等の現物実査を伴う監査を抜き打ち的に行う。特別監査の結果、内部監査室が必要があると認めた場合は、研究代表者あるいは取引先等の関係者に対しヒアリングを行う。

(3) リスクアプローチ監査

特別監査に準じて、予算の執行状況及び物品購入・役務の執行状況等のリスク評価分析を行う。リスクアプローチ監査の結果、内部監査室が必要があると認めた場合は、取引先等の帳簿との対照、非常勤雇用者に対するヒアリング、旅費の支出先に対する先方確認等を行う。

(4) 機関監査

本学における公的研究資金の管理体制全般を対象に、書面監査を行う。必要に応じて管理に関与する者にヒアリングを行い、不正行為の防止を含めた管理体制の有効性の検証を行う。

(監査の時期)

第4条 前条第1項、第2項及び第4項に定める監査は、原則として6月及び1月に行う。

2 前条第3項に定めるリスクアプローチ監査は、随時行う。

(監査計画、実施及び事後の措置)

第5条 監査計画、実施及び事後の措置等については、内部監査規程を準用する。

2 内部監査室長は、学校法人実践女子学園監事監査規則第7条に定める三様監査連絡会に内部監査の結果を報告し、監事及び監査法人の助言を得て、理事長に監査報告書を提出するものとする。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規定は、平成27年3月19日から施行する。